

令和2年度
中野市防災行政無線(移動系)デジタル化整備事業
公募型プロポーザル実施要領

令和2年8月

中野市

1 目的

この実施要領は、令和2年度 中野市防災行政無線（移動系）デジタル化整備事業について、本市の地域防災計画に基づく緊急時の情報伝達・報告手段の確保を目的とした施設整備に最も適したシステムを導入する受託者を選定するための公募型プロポーザル（以下「プロポーザル」という。）の実施に関して必要な事項を定めることを目的とする。

2 事業概要

(1) 事業名

「令和2年度 中野市防災行政無線（移動系）デジタル化整備事業」

(2) 事業内容

別添「令和2年度 中野市防災行政無線（移動系）デジタル化整備事業 提案仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。ただし、契約時における仕様書は、契約候補者の提案内容に応じて変更する場合がある。

(3) 契約期間

契約締結日から令和3年3月25日まで

(4) 選定方法

本プロポーザルは、与えられた条件下において、提案者の考え方や具体的な準備、運営に関する実力等を「提案」をもって評価し、受託者を選定するものであり、本事業の運営については、必ずしも当該契約者の提案どおりに実施するものではない。

(5) 事業費（参考見積上限額）

総額 25,000,000 円（消費税及び地方消費税は含まない。）

- ・上記事業費は、令和2年度における総額である。
- ・端末の通信費（発生する場合のみ）以外の全てを含むものとする。
- ・参考見積書の金額が、この事業費を超過した場合は失格とする。

3 参加資格要件

- (1) 平成31・32年度 中野市物品等競争入札参加資格者名簿01-19「電気・通信用機器類」及び02-10「建物管理等各種保守管理」に登録のある者
- (2) 中野市、飯山市、山ノ内町、栄村、野沢温泉村、木島平村、長野市、須坂市、小布施町、信濃町、飯綱町、高山村に本社又は営業所等を有する者
- (3) 公告の日から特定通知までの期間、中野市の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていない者
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをして

いる者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は予定している者でないこと。

- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続き開始の決定を受けている者を除く。）又は予定している者でないこと。
- (7) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者又は予定している者でないこと。
- (8) 中野市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 8 号）第 2 条第 2 号及び第 3 条に該当しない者
- (9) 国税及び地方税を滞納していない者
- (10) 電気工事施工管理技士または電気通信工事施工管理技士を配置できること。
なお、配置する当該技士は本参加資格確認申請のあった日において、3 か月以上の直接的且つ恒常的な雇用関係にあること。
- (11) 建設業許可「電気通信工事業」を受けている者
- (12) 市町村デジタル移動通信システムを元請として完成・引き渡しをした実績を有すること。

4 スケジュール

- | | |
|-----------------|--|
| (1) 公告 | 令和 2 年 8 月 25 日（火） |
| (2) 質問の受付 | 令和 2 年 8 月 31 日（月）から
令和 2 年 9 月 3 日（木）まで |
| (3) 質問の回答 | 令和 2 年 9 月 10 日（木） |
| (4) 参加表明受付 | 令和 2 年 9 月 11 日（金）から
令和 2 年 9 月 16 日（水）まで |
| (5) 参加資格確認結果通知 | 令和 2 年 9 月 23 日（水）予定 |
| (6) 提案書等の提出 | 令和 2 年 9 月 25 日（金）から
令和 2 年 9 月 30 日（水）まで |
| (7) プレゼンテーション審査 | 令和 2 年 10 月 9 日（金）予定 |
| (8) 審査の結果通知 | 令和 2 年 10 月 13 日（火）予定 |

5 質問の受付け及び回答

- (1) 質問書の提出
質問がある場合は、質問書（様式 4）により提出すること。
- (2) 提出期限
令和 2 年 9 月 3 日（木）午後 5 時 15 分まで
- (3) 提出方法
持参、FAX 又は電子メールによることとし、電子メール又は FAX の送信後は、電

話による連絡を必ず行うこと。

(4) 質問への回答

回答は、令和2年9月10日（木）午後5時までに電子メールまたはFAXにより回答する。

6 参加表明

(1) 提出書類及び提出部数

ア 参加表明書（様式1）

イ 業務実績調書（様式2）

ウ 配置する施工管理技士の資格者証の写し、雇用期間が分かるものの写し

エ 国税及び地方税を滞納していない証明書の写し

※ 参加表明書等提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。

(2) 提出期限

令和2年9月16日（水）午後5時15分まで

(3) 提出方法

持参又は郵送（必着、書留郵便に限る。）による。

持参の場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分まで受け付けるものとする。

7 参加資格確認結果

参加表明書等一式を確認し、参加資格の有無に関わらず、結果を全提出者へ通知する。併せて、参加資格を満たす者へ提案書等の提出を依頼する。

なお、参加資格がないと認められた申請者は、確認結果通知を受理した日から起算して7日以内であれば、当市に対して書面（任意様式）により参加資格がない理由について説明を求めることができる。

8 提案書等

(1) 提出書類

ア 技術提案書（任意様式）

提案仕様書に基づく具体的な手法を載せることとし、A4版（図面等はA3版でも可）、横書き、左綴じで25枚以内とする。（両面印刷可）

イ 参考見積書（様式3）

種別や項目毎に詳細が分かる内訳書（任意様式）を添付すること。また、保守費用と維持費用については、年度毎の費用が分かるようにすること。

- ・無線局整備計画、詳細設計及び構築業務（既存設備の撤去を含む）費用
- ・令和3年度以降の10年間分の保守費用

(定期点検(年1回)、定期検査(電波法第73条第1項)に係る登録点検及び検査手数料、再免許申請手続き費用及び申請手数料、消耗品や定期交換部品費用及びそれに伴う作業費)

・令和3年度以降の5年間分の維持費用

(電波利用料及び回線利用料等の費用、ライセンス等の費用)

(2) 提出部数

正本1部、副本7部とし、正本には代表者名を載せ、代表者印を押印すること。

(3) 提出期限

令和2年9月30日(水)午後5時15分まで

(4) 提出方法

持参または郵送(必着、書留郵便に限る)による。

持参の場合は、平日の午前8時30分から午後5時15分まで受け付けるものとする。

(5) 提出制限

提案書等は、1提案者につき1件を限度とする。

(6) その他

- ・参考見積書は、消費税及び地方消費税は含めないこと。
- ・特別な理由なく提出期限に遅れた場合は、失格とする。
- ・提出後の差し替え、変更、削除等は、当市が要求した場合を除き、不可とする。

9 プレゼンテーション審査

(1) 日時及び場所(予定)

令和2年10月9日(金)

中野市三好町一丁目3番19号 中野市役所 4階 会議室52

(2) プレゼンテーション出席者

3名以内とする。

(3) プレゼンテーションの持ち時間等

提案書等の説明20分以内、質疑10分程度を予定している。

(4) プレゼンテーションで使う機器類

プロジェクター及びスクリーン当市が用意する。ただし、認識しない場合に備え、提案者でも準備しておくこと。また、プロジェクター及びスクリーン以外の他の機器については、提案者で準備すること。

(5) プレゼンテーションの順番

提案書等の提出順とする。また、公平性の観点から、提案者は他の提案者のプレゼンテーションを傍聴できない。

(6) その他

- ・プレゼンテーションは、予め提出された提案書等に沿って行うとともに、提

出していない書類以外の資料は使用しないこと。

- ・提案者が1者であってもプレゼンテーションは実施する。
- ・指定した時間に遅れた場合、やむを得ない事由がある場合を除き、失格とする。

10 審査

(1) 審査方法

提案内容、実績、能力、適性等について提案書等やプレゼンテーションにより、中野市防災行政無線（移動系）デジタル化評価審査委員会（以下「審査委員会」という。）で総合的に評価及び採点を行い、最も得点が高い提案者を最優秀者として選定する。

(2) 審査基準

以下の評価項目及び配点に基づく。

評価項目		配点	割合
1	システム提案	システム構成、運用形態、機器仕様、 当市にとって有益な機能等	70点 35%
2	業務計画	実施体制、業務工程、 既設のアナログ無線との切替方針	30点 15%
3	保守	運用サポート体制、維持管理のし易さ	20点 10%
4	価格	整備、保守及び維持費用の妥当性	60点 30%
5	その他	プレゼンテーション力（コミュニケーション力）、信頼性	20点 10%
合計		200点	100%

(3) 審査過程の非公開

審査委員会は非公開とする。

(4) 結果の通知

プレゼンテーションに参加した全提案者へ通知する。併せて、市公式ホームページで結果を公表する。

(5) その他

審査結果及び審査内容についての質問、異議申し立ては一切受け付けない。

11 失格事項

前記の失格事項に加え、次のいずれかに該当する場合も失格とする。

- (1) 提案書等やプレゼンテーションに虚偽の記載があった場合
- (2) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (3) その他審査委員会が不適格と認めた場合

12 契約の締結

選定された最優秀者と随意契約に係る協議を行い、改めて見積書の提出を受け、協議が整い次第、速やかに契約の締結を行う。

なお、契約の締結に至らなかった場合や最優秀者に失格事項に該当することが判明した場合は、次点の提案者と交渉を行うものとする。

13 留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しないものとする。
- (3) 提出された書類等は本プロポーザルに係る目的に限り、写しを作成して使用することができるものとする。

14 問合せ先及び各書類提出先

〒383-8614 中野市三好町一丁目3番19号 中野市役所 4階
中野市 総務部 危機管理課 危機管理防災係 (担当) 荒井 茂樹
電話 0269-22-2111 (内線 286)

FAX 0269-26-0349

E-mail : bosai@city.nakano.nagano.jp